第十二条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

6　前各項の規定は、ファイル記録事項について準用する。この場合において、第一項中「謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」と読み替えるものとする。

第十三条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第十三条　特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。」とあるのは「弁護士に限る。）又は破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

第二十四条第六項中「裁判書」を「電子裁判書（第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であって、第十三条において準用する同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）」に改める。

第二十六条、第二十七条第六項、第二十八条第五項、第三十四条第七項及び第九十二条第二項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百十五条の見出しを「（電子破産債権者表の作成等）」に改め、同条第一項中「破産債権者表」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子破産債権者表（破産債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した破産債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「前項の破産債権者表」を「電子破産債権者表」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中「破産債権者表の記載」を「電子破産債権者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）の内容」に改め、「その記載を」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　裁判所書記官は、第一項の規定により電子破産債権者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第百十五条に次の二項を加える。

5　前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

6　民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第四項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

第百十八条第三項、第百十九条第六項並びに第百二十一条第九項及び第十項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百二十一条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による一般調査期日）

第百二十一条の二　裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、一般調査期日における手続を行うことができる。

2　前項の一般調査期日に出頭しないでその手続に関与した破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者は、その一般調査期日に出頭したものとみなす。

第百二十二条第二項中「並びに前条」を「、第百二十一条」に改め、「除く。」の下に「並びに前条」を加える。

第百二十四条第二項中「裁判所書記官は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「破産債権者表に記載しなければ」を「電子破産債権者表に記録しなければ」に改め、同条第三項中「破産債権者表の記載」を「電子破産債権者表の記録」に改める。

第百二十五条第五項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百二十八条中「破産債権者表に記載されている」を「電子破産債権者表に記録されている」に改める。

第百三十条の見出し中「記載」を「記録」に改め、同条中「申立てにより」を「申立てがあった場合には、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「破産債権者表に記載しなければ」を「電子破産債権者表に記録しなければ」に改める。

第百三十六条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による債権者集会）

第百三十六条の二　裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに破産者、破産管財人、届出をした破産債権者及び外国管財人（第二百四十五条第一項に規定する外国管財人をいう。次項において同じ。）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、債権者集会の期日における手続を行うことができる。

2　前項の期日に出席しないでその手続に関与した破産者、破産管財人、届出をした破産債権者及び外国管財人は、その期日に出席したものとみなす。

第百四十六条第二項中「第十二条第一項」の下に「（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　破産管財人は、前二項の規定による報告書等の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、債権者委員会の承諾を得て、当該報告書等に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって最高裁判所規則で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、破産管財人は、これらの規定による報告書等の提出をしたものとみなす。

第百五十六条第四項、第百七十一条第六項、第百七十四条第四項、第百七十七条第六項、第百七十九条第三項及び第百八十五条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百八十六条第四項中「申立書には」を「第一項の申立てをするときは」に、「記載した書面を添付しなければ」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を裁判所に提出しなければ」に改め、同条第五項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第百八十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第五項及び第六項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第百八十九条第一項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第二項中「に記載された」を「又は電磁的記録に記載され、又は記録された」に改め、同条第五項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第百九十一条第一項中「配当表」を「電子配当表（第四項において準用する民事執行法第八十五条第三項の規定により作成された電磁的記録であって、第四項において準用する同条第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）」に改め、同条第二項中「裁判所は」の下に「、最高裁判所規則で定めるところにより」を加え、「交付計算書」を「電子交付計算書（裁判所が、最高裁判所規則で定めるところにより、弁済金及び剰余金を交付するために、当該金銭の額、各被申立担保権者の有する担保権によって担保される債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「第八十五条」の下に「から第八十六条まで」を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。